

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為、うるつき・とどまり行為及び占拠行為(以下「客引き行為等」という。)を防止することにより、誰もが安心して快適に通行し、及び利用することができる生活環境を確保し、もって安全と安心が感じられるまちの実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

- ・ 本条は、大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例の目的について定めたものです。

【解説】

- ・ 駅前広場などでは、客引き行為やスカウト行為、つきまとい行為などが見受けられ、公共の場所における市民の安心、快適な通行、利用の妨げとなっており、市民生活に対する不安材料となっています。
- ・ この条例は、このような不安材料となっている客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為、うるつき・とどまり行為、占拠行為を防止することにより、誰もが安心・快適に通行及び利用できる生活環境を確保し、安全と安心が感じられるまちの実現を図ることを目的としています。
- ・ 客引き、スカウト行為等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)、刑法(明治40年法律第45号)、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号。)、神奈川県迷惑行為防止条例(昭和38年条例第26号。以下「県迷防条例」)、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年条例35号。)などで規制していますが、本条例の目的、趣旨は「安全と安心が感じられるまちの実現」であり、その目的、趣旨が異なっていることから、関係する法令・条例の目的・効果を阻害するものではありません。(関係法令・条例に抵触しません。)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 駅前広場、道路その他の不特定多数の者が通行し、及び利用する場所で公共の用に供されるものをいう。
- (2) 特定風俗営業 人の性的好奇心をそそる物品若しくは行為又は歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為を提供する営業をいう。
- (3) 客引き行為 特定風俗営業の客となるように人を誘う行為をいう。
- (4) スカウト行為 特定風俗営業の役務に従事するように人を誘う行為をいう。
- (5) つきまとい行為 商品の宣伝、販売その他の営業、アンケート調査又は特定の集団若しくは組織へ加入させることを目的とした勧誘に拒絶の意思を示している者に対する次のいずれかに該当する行為（前2号に掲げる行為に係るものを除く。）をいう。
ア ビラ等の文書図画を手渡そうとする行為
イ 身体、衣服、又は所持品をつかんで制止する行為
ウ 進路に立ちふさがる等通行を妨害する行為
エ ののしる行為
- (6) うろつき・とどまり行為 前3号に掲げる行為を目的として、うろつき、又はとどまる行為をいう。
- (7) 占拠行為 複数の者が、威圧的又は粗野乱暴な言動を伴って、立ち止まり、座り、又は寝そべる行為をいう。

【趣旨】

- ・ 本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものです。

【解説】

<第1号関係>

- ・ 市内全域の駅前広場、道路等不特定多数の者が通行及び利用し、公共の用に供される場所を指します。
- ・ 鉄道事業者が管理する自由通路等は、含みません。

<第2号関係>

- ・ 人の性的好奇心をそそる物品若しくは行為を提供する営業とは、ストリップ劇場、ソープランドやファッションヘルス等のわいせつ性を伴う性風俗店の営業を指します。
- ・ 歡樂的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為を提供する営業とは、キャバクラ、ホストクラブ等の接待を伴う飲食店の営業を指します。

< 第 3 号関係 >

- ・人を誘う行為とは、声をかける行為や、身体、衣服などをつかむ行為、進路に立ちふさがる行為などを指します。

< 第 4 号関係 >

- ・役務に従事するとは、いわゆるソープ嬢やヘルス嬢、キャバクラ嬢、ホスト等として働くことを指します。

< 第 5 号関係 >

- ・つきまとい行為の方法、要件について規定しているものであり、たとえ道交法に基づく道路使用許可や施設管理者の許可を受けて行っている宣伝行為等であっても対象となります。
- ・商品の宣伝及び販売には、宣伝用ティッシュペーパー、商品見本、ビラその他これらに類する物を配布又は通行人・利用者呼びとめて行う商品の宣伝・販売行為を含みます。
- ・その他の営業とは、居酒屋やカラオケ、飲食店等の営利を目的としたものを指します。
- ・アンケート調査とは、販売商品や経済市場、社会情勢などに対する意見や意向などを、広く一般に回答を求め調査することを指します。
- ・特定の集団及び組織へ加入させることを目的とした勧誘には、モデル等の人材募集(スカウト)やサークル、宗教団体等への加入の働きかけなども含まれます。
- ・拒絶の意思を示しているとは、口頭で拒否を伝える、手を振るなどして身振りで拒否する、走り去るなどの行為を指します。
- ・ビラ等の文書図画を手渡そうとする行為には、ビラ等を体に押し付ける、ポケットやバッグに押し込む、投げつけたりするなどの行為が含まれます。
- ・ののしる行為については、拒絶の意思を示したことに対し、怒鳴る又は相手を侮辱することなどを言葉によるつきまとい行為として禁止します。

< 第 6 号関係 >

- ・客引き行為又はスカウト行為若しくはつきまとい行為を行うことを目的とした、うろつく行為又はとどまる行為について禁止します。

< 第 7 号関係 >

- ・複数とは、2人以上の集まりを指します。
- ・威圧的とは、言いがかりをつける、すごむ、にらみつける等市民に不安を覚えさせる行為を指します。
- ・粗野乱暴とは、騒いで酒盛りをする、人声やラジカセ等音響機器の音声を異常に大きく発して騒ぐ、物を投げたり壊したりする等市民に不快を感じさせる行為を指します。

(市の責務等)

第3条 市は、客引き行為等の防止に係る意識啓発等この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するとともに、市民がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の推進に当たっては、警察その他の関係機関との協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、地域における客引き行為等を防止するため、誰もが安心して快適に通行し、及び利用することができる生活環境の確保への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

- ・ 本条は、客引き行為、つきまとい行為等を防止するための市と市民の取組みについて定めています。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 市は、この条例の目的である客引き行為等を防止し、市民が安心・快適に通行及び利用できる生活環境を確保するため、制度の普及啓発や違反行為の防止活動などに関する必要な施策を総合的に推進するとともに、市民が行う防止活動等を積極的に支援しなければならないことを責務として規定しています。
- ・ 市民とは、大和市自治基本条例第3条第1項第1号に規定する市民を指します。
- ・ 大和市自治基本条例では、市民を、市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等と規定しています。

<第2項関係>

- ・ 市は、施策の推進にあたり、警察その他の関係機関と協力、連携を図るものとします。また、法令に抵触すると思われる行為を発見した場合は、速やかに警察その他の関係機関へ通報します。

<第3項関係>

- ・ 客引き行為等を防止するためには、市の取り組みだけでなく、市民の協力が不可欠となります。
- ・ 本項は、市民が、地域における客引き行為等を防止するため、誰もが安心して快適に通行し、利用できる生活環境確保への意識を高めるとともに、客引き行為等を防止するため市が実施する普及啓発や防止活動など必要な施策に協力して取り組むよう努めることを市民の役割として規定しています。

(客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為の禁止)

第4条 何人も、公共の場所において、客引き行為、スカウト行為及びつきまとい行為をしてはならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為の禁止に関して定めています。

【解説】

- ・ 何人も、公共の場所において、第2条第1項第3号から第5号に掲げた客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為をしてはならないことを規定しています。
- ・ 客引き行為の禁止については、風適法、県迷防条例で規定していますが、この条例では、公共の場所における市民の安心・快適な通行及び利用を妨げる、わいせつ性を伴う性風俗店や接待飲食店といった特定風俗営業の店舗への客引き行為を禁止しています。
- ・ スカウト行為の禁止については、県迷防条例で規定していますが、この条例では、公共の場所における市民の安心・快適な通行及び利用を妨げる、わいせつ性を伴う性風俗店や接待飲食店といった特定風俗営業の役務に従事するよう誘うスカウト行為を禁止しています。

(うろつき・とどまり行為及び占拠行為の禁止)

第5条 何人も、公共の場所において、うろつき・とどまり行為及び占拠行為をしてはならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、うろつき・とどまり行為、占拠行為の禁止に関して定めています。

【解説】

- ・ 何人も、公共の場所において、第2条第1項第6号及び第7号に掲げたうろつき・とどまり行為、占拠行為をしてはならないことを規定しています。
- ・ うろつき・とどまり行為は、前条に規定された客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為を行うための準備行為であり、これらの行為を未然に防止するため、公共の場所において相手方となるべき者を待つことを禁止しています。
- ・ 過去に客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為を行った事実、相手方を物色するなどの行動パターン、所持しているビラ等の内容・所持目的等により、客引き行為、スカウト行為、つきまとい行為を行おうとする者か又はそのおそれがある者かを判断することになります。
- ・ 占拠行為では、複数の者が威圧的又は粗野乱暴な言動により市民に不安・不快を覚えさせ、かつ、立ち止まり、すわり、又は寝そべり、公衆の通行又は利用を妨げる行為を禁

止しています。

(指導)

第6条 市長は、前2条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう口頭で指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に際して必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令した法人の代表者又は人に対して、当該違反行為に関して質問することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、第4条及び第5条に掲げるいずれかの規定に違反した者に対する指導及び質問について定めたものです。

【解説】

< 第1項関係 >

- ・ 市長は、違反行為を行った者に対し、当該違反行為を中止するよう口頭で必要な指導を行うことができることと規定しています。

< 第2項関係 >

- ・ 市長は、前項の規定による指導をするときは、違反行為の事実関係を把握し、反復違反の未然防止及び次条に規定する警告、勧告に備えるため、当該違反行為を行った者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令した者に対して、当該違反行為に関して質問できることを規定しています。
- ・ 質問事項については、次に掲げる事項とします。
 - (1) 当該違反行為を行った者の氏名、年齢、住所、職業、連絡先電話番号、当該違反行為の手段、違反行為の委任又は命令の有無
 - (2) 当該違反行為を委任し、又は命令した者の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）、住所（法人にあっては所在地）、年齢、職業、連絡先電話番号、委任又は命令した違反行為の内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項（道路使用許可の有無、違反行為を行う原因となった店舗の営業形態、宣伝行為の内容、学生の場合は学校名など）

(重点地区の指定等)

第7条 市長は、客引き行為等を防止するために特に必要があると認める区域を、客引き行為等防止重点地区(以下「重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする区域及びその周辺において居住し、又は営業する市民の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、広く周知を図るものとする。

4 市長は、重点地区又はその周辺の区域における生活環境の変化等必要があると認めるときは、当該重点地区の指定を変更し、又は解除することができる。

5 前項の規定により重点地区の指定を変更し、又は解除する場合については、第2項及び第3項の規定を準用する。

【趣旨】

- ・ 本条は、市長が特別な措置を講ずる必要があると認める場合に指定する客引き行為等防止重点地区の指定方法等について定めたものです。

【解説】

<第1項関係>

- ・ 通勤、通学、買い物客など多くの市民が往来する駅周辺などの区域は、誰もが安心・快適に通行及び利用できる生活環境を確保する措置が特に必要です。市長は、そうした区域を客引き行為等防止重点地区に指定することができます。

<第2項関係>

- ・ 市長は、重点地区を指定するときは、指定しようとする区域及び周辺の住民、事業者の意見を聴く機会を設けることを義務付けています。

<第3項関係>

- ・ 市長は、重点地区を指定したときは、その旨を告示するとともに広報やまことやホームページなどで市民に対して周知するものとしています。

<第4項関係>

- ・ 市長は、本条例の運用効果、防犯設備の設置、社会情勢の変化などにより、指定した重点地区の生活環境に変化が生じた場合など、必要に応じて当該重点地区を変更し、又は解除することができることとしています。

<第5項関係>

- ・ 前項の規定による変更又は解除を行う場合は、第2項及び第3項の規定を準用し、当該

重点地区内及び周辺の住民、事業者の意見を聴く機会を設け、さらに告示や周知することとしています。

(警告及び勧告)

第8条 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第4条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により警告することができる。

2 市長は、重点地区において、第6条第1項の規定による指導を受けたにもかかわらず反復して第5条の規定に違反した者に対し、当該違反行為を中止するよう書面により勧告することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、重点地区において、反復して第4条の規定に違反した者に対する警告及び第5条の規定に違反した者に対する勧告について定めたものです。

【解説】

< 第1項関係 >

- ・ 重点地区において、第4条の規定に違反した者に対し、第6条第1項の規定による指導をしてもなお反復して当該違反行為をしたときは、中止するよう警告書を書面で手渡し警告することができることを規定しています。
- ・ 反復とは、何度も繰り返すことを意味し、回数については各違反行為の内容・度合い等を考慮し判断します。

< 第2項関係 >

- ・ 重点地区において、第5条の規定に違反した者に対し、第6条第1項の規定による指導をしてもなお反復して当該違反行為をしたときは、中止するよう勧告書を書面で手渡し勧告することができることを規定しています。

(公表)

第9条 市長は、第4条の規定に違反した者が前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第4条の規定に違反し、前条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該違反行為をした者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、第4条の規定に違反した者が、前条第1項の規定により警告を受けた後、更に当該違反行為をしたときは、その旨を公表することができ、また、当該違反行為を委任し、又は命令した者についても、その旨を公表することができることを定めたものです。

【解説】

- ・ 公表の方法は、大和市公告式条例に規定する掲示場への掲示及び大和市ホームページにより市民に周知する方法で行うものとします。
- ・ 公表の内容は、次に掲げる事項とします。
 - (1) 警告を受けた者又はその者に違反行為を委任・命令した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者氏名、所在地）
 - (2) 違反行為の内容及び警告に従わない旨
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

< 第1項関係 >

- ・ 市長は、第4条の規定に違反したとして前条第1項の規定により警告した場合において、当該警告を受けた者が、更に当該違反行為を行った場合、行政指導の実効性の確保の観点から、当該警告に従わない旨を公表できることとします。

< 第2項関係 >

- ・ 市長は、第4条の規定に違反したとして前条第1項の規定により警告した場合において、当該警告を受けた者が、更に当該違反行為を行った場合、行政指導の実効性の確保の観点から、その者に当該違反行為を委任し、又は命令した者についても当該警告に従わない旨を公表できることとします。

< 第3項関係 >

- ・ 本市行政手続条例の規定に従い、公表を行う際の手続きとして相手方に意見を述べる機会を与えることを規定しています。

(店舗等場所提供者への通知)

第10条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

【趣旨】

- ・ 本条は、公表された者へ店舗等の場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができることを定めたものです。

【解説】

- ・ 公表された悪質な違反行為者に店舗等の場所を提供している土地又は建物所有者又は管理者に対して当該公表された違反行為に係る事実を通知することで、土地又は建物所有者又は管理者として安全と安心が感じられるまちの実現に配慮した対応を促すことを目的としています。
- ・ 通知により、第3条第3項に規定された市民の取り組みである生活環境の確保への意識啓発の高揚と市の施策への協力を促します。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・ 本条は、条例の施行に関して必要な事項について、規則へ委任することについて定めたものです。

【解説】

- ・ 本条例の施行の際に必要となる規定として、「大和市客引き行為、つきまとい行為等の防止に関する条例施行規則」を定めています。

(過料)

第12条 第4条の規定に違反した者が第8条第1項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をしたときは、50,000円の過料に処する。

【趣旨】

- ・ 本条は、第4条の規定に違反し、第8条第1項の規定による警告を受けた後、更に当該違反行為を行った者に対して、50,000円の過料に処することについて定めたものです。

【解説】

- ・ 市長は、第4条の規定に違反したとして、第8条第1項の規定による警告を発した場合において、当該警告を受けた者が更に当該違反行為を行った場合、行政指導の実効性の確保の観点から、地方自治法第14条第3項に基づき、その者を50,000円の過料に処することを規定しています。
- ・ 罰則規定を設けることは、違反者を罰すること自体が目的ではなく、罰則を適用することによる抑止効果により、公共の場所において市民が不安・不快とを感じる客引き行為等の違反行為を未然に防止し、条例の趣旨、目的の実現を図ることにあります。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の過料を科する。

【趣旨】

- ・ 本条は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の過料に処されたときは、当該違反行為を行った者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の過料を科することを規定しています。

【解説】

- ・ 前条の違反行為を行った者を過料に処することに加え、その者に当該違反行為を委任し、又は命令した者に対しても50,000円の過料を科することとします。
- ・ 両罰規定を設けることは、違反行為の行為者のみを罰するだけではなく、その者に当該違反行為を委任し、又は命令した者に対しても罰則を適用することにより、公共の場所において市民が不安・不快とを感じる客引き行為等の違反行為を未然に防止し、条例の趣旨、目的の実現を図ることにあります。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は同年 6 月 1 日から、第 8 条から第 1 0 条まで、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日以後に第 4 条に違反した場合に係る第 8 条第 1 項の規定による警告を受けた後、当該違反行為をした者及びこの者に係る第 9 条第 2 項及び第 1 3 条に規定する法人又は人に対して適用する。

【趣旨】

- ・ 条例の施行期日及び経過措置について定めたものです。

【解説】

< 第 1 項関係 >

- ・ この条例の施行日は、平成 2 4 年 4 月 1 日とします。ただし、第 6 条に規定する指導については同年 6 月 1 日から施行し、第 8 条から第 1 0 条まで、第 1 2 条及び第 1 3 条に規定する警告及び勧告、公表、店舗等場所提供者への通知、過料、両罰規定については同年 1 0 月 1 日から施行します。

< 第 2 項関係 >

- ・ 第 9 条、第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日以後に第 4 条に違反したとして第 8 条第 1 項の規程により警告を受けた後に当該違反行為を行った者と、その者に当該違反行為を委任し、又は命令した者に対して適用します。